

賛助会員規約

第1条(目的)

本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする

第2条(資格)

本会の趣旨に賛同し、本会を賛助するために入会した団体とする

第3条(入会)

本会の会員となるためには、別に定める賛助会員入会申込を申請し、本研究会幹事の推薦を受けなければならない

第4条(会費)

賛助会費は一口10万円とし、一口以上とする

2 賛助会費は、指定された期日までに本会の指定する方法で納入するものとする

第5条(退会)

賛助会員が退会を希望する場合、その旨を書面によって幹事に提出し、任意に退会できる。ただし、既に納入された賛助会費は返納しない

第6条(除名)

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された賛助会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない

- 1) 本会規約、本規約に違反した場合
- 2) 第7条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第7条(禁止事項)

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない

- 1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産およびプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- 4) その他、本会幹事会が不適切と判断する行為

第8条(特典)

賛助会員は以下の特典を利用することができる

- 1) 本研究会が行う調査研究結果の提供
- 2) 本研究会が主催するシンポジウム・勉強会等への優先案内
- 3) 賛助会員および関係者との情報交換の機会の提供
- 4) 発表者の許可を得たうえで、過去の調査研究結果の閲覧
- 5) 本会ホームページへのバナーの設置

第9条(その他)

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、幹事会で決定する

(附則) 本規約は 2023 年 6 月 15 日から施行する